

# 旅行条件書（タイ・カンボジア共通）

## ■ 申込み締切：

タイ 7月4日（金） 必着      カンボジア 7月11日（金） 必着

## ■ 募集定員：15名（最少催行人数 10名）

**ご旅行条件（要約）** お申込の際には必ず旅行条件書（全文）をお受け取りいただき、事前に内容をご確認の上お申込下さい。

●受注型企画旅行契約／「受注型企画旅行契約」とは、東武トラベル株式会社（以下「当社」といいます）が、お客様の依頼により、旅行の目的地および日程、お客様が提供を受けることができる運送等サービスの内容ならびにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施する旅行契約をい、お客様は当社と受注型企画旅行契約（以下「契約」といいます）を締結することになります。●契約の申し込み(1)当社は、当社に旅行契約のお申し込みをされようとするお客様からの依頼があったときは、当社の業務上の都合がある場合を除き、当該依頼の内容に沿って作成した旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件に関する企画の内容を記載した書面（以下「企画書面」）を交付します。(2)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。●契約書面の交付と確定書面(1)当社は、契約の成立後すみやかに、お客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。(2)契約書面を交付した場合において、当社が契約により手配し、旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。●旅行代金の支払時期と旅行代金の変更(1)旅行代金の額は、受注型企画旅行の企画書面に記載します。旅行代金は、旅行出発日までの当社が定める期日までにお支払いください。●旅行契約の解除／お客様は、企画書面記載の企画料金または取消料を支払って、旅行契約を解除することができます。

契約解除の日	取消料
旅行開始日の前日からさかのぼって 30 日 目にあたる日以降に解除する場合	旅行代金の 20%
旅行開始日の前々日以降に解除する場合	旅行代金の 50%
旅行開始後又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%

●当社の責任(1)当社は当社または当社の手配代行者が故意または過失によりお客様に損害を与えた場合は、当該損害を賠償します。(2)お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、(1)の場合を除き、当該損害を賠償する責任を負うものではありません。(3)当社は、手荷物について生じた損害については、損害発生の翌日から起算して、21日以内に、当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。●特別補償(1)当社は、お客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命または手荷物上に被った一定の損害について、当社旅行業約款特別補償規程により、以下の金額の範囲において、補償金または見舞金を支払います。①死亡補償金：2500万円②後遺障害補償金：程度に応じて死亡補償金の3%から100%の金額③入院見舞金：入院日数により4万円から40万円④通院見舞金：通院日数により2万円から10万円(3日以上医師治療のための通院)⑤携行品損害補償金：お客様1名につき15万円を限度。ただし、補償対象品の1個または1対について

は10万円を限度とします。(2)当該旅行日程において、お客様が当社の手配に係る旅行サービスの提供を一切受けない日が定められている場合において、その旨および当該日に生じた事故による生命、身体または手荷物の損害については、補償金および見舞金の支払いが行われない旨について契約書面に明示したときは、当該日は「旅行参加中」とはいたしません。●旅券・査証について／(日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問い合わせ下さい) 1. 旅券(パスポート)：この旅行には有効期限が2015年3月1日以降の旅券が必要です。2. 査証(ビザ)：カンボジアへの旅行には査証が必要です。\*現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得はお客様の責任で行ってください。●保健衛生について渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページでご確認下さい。●海外危険情報について／渡航先(国又は地域)によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申し込みの際に販売店より「海外危険情報に関する書面」をお渡しいたします。また、「外務省海外安全情報」でもご確認ください。●海外旅行保険への加入について／海外において、病気・けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であるのが実情です。これらの治療費、移送費また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様自身で充分な額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。●個人情報の取り扱いについて／(1)当社及び販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びこれらのサービスの受領のために手続に必要な範囲内で利用させていただきます。(2)良好条件・旅行代金の基準／この旅行条件は2014年5月21日を基準としています。又、旅行代金は2014年5月21日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

### 旅行企画・問合せ・申し込み先：

(特活)シェア＝国際保健協力市民の会  
タイ担当：広本    カンボジア担当：山脇  
〒110-0015 台東区東上野1-20-6 丸幸ビル5F  
TEL:03-5807-7581  
FAX:03-3837-2151  
Email: info@share.or.jp

### 旅行取扱い：東武トラベル法人東京支店

(観光庁登録旅行業第1648号)  
〒110-0005 東京都台東区上野5-11-12  
サンライズ第一ビル3階 担当：田柳  
営業日：月曜日～金曜日(9:30～18:00)  
TEL:03-5807-7311  
FAX:03-3833-2200